

令和5年11月28日
総務部職員厚生課

職員の給与改定等に伴う関係条例の一部改正について

令和5年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じたため、次のとおり「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「幼教給与条例」という。）」及び「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）」の一部を改正する。

1 改正内容

(1) 給料表の改定等

項目	内容	施行年月日
常勤職員に係る給料表の改定 【給与条例別表第1、別表第2】 【幼教給与条例別表第1】	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施 《行政職給料表（一）》 ①公民較差（3,722円（0.98%））を解消するため、若年層の職員に重点を置きつつ、すべての級及び号給について給料月額を引上げ ②初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ 《その他の給料表》 行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定	改正条例の公布の日 （適用は令和5年4月1日）
会計年度任用職員に係る給与の改定時期の見直し 【会計年度給与条例第3条】	※ 常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の改定時期について、これまで翌年度4月1日からの改定とされていたところ、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じる見直しを実施 ただし、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の12月1日までの期間において次のいずれかに該当する者の報酬額は、同日に改定する （1）任期が3か月以内の者 （2）週当たりの所定勤務時間が15時間30分未満、かつ、所定勤務日数が2日以下の者	改正条例の公布の日 （適用は令和5年4月1日）

(2) 常勤職員の特別給の改定

項目	内容							施行年月日		
令和5年度における特別給 (期末・勤勉手当) 【給与条例第21条、第21条の4】 【幼教給与条例第27条、第30条】	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施 ①現行4.55月→4.65月に引上げ(0.1月分引上げ) ②引上げ分について、一般職員は12月期の勤勉手当に割り振り、管理職員は12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、支給 《令和5年度12月期の支給月数》							改正条例の 公布の日		
		一般職員			管理職員					
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計			
	12月	支給月数 1.20月 (0.675月)	1.175月 (0.575月)	2.375月 (1.25月)	1.05月 (0.60月)	1.325月 (0.65月)	2.375月 (1.25月)			
	引上げ月数	—	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	0.05 (0.025)	0.05 (0.025)	0.1 (0.05)			
※ () 内は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の月数										
令和6年度以降における特別給 (期末・勤勉手当) 【給与条例第21条、第21条の4】 【幼教給与条例第27条、第30条】	※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施 令和6年度以降の引上げ分については、 ①一般職員については、6月期・12月期の勤勉手当に均等に配分 ②管理職員については、6月期・12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分 《令和6年度以降の支給月数》							令和6年 4月1日		
		一般職員			管理職員					
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計			
	6月	支給月数 1.20月 (0.675月)	1.125月 (0.55月)	2.325月 (1.225月)	1.025月 (0.5875月)	1.30月 (0.6375月)	2.325月 (1.225月)			
		引上げ月数	—	0.05 (0.025)	0.05 (0.025)	0.025 (0.0125)	0.025 (0.0125)		0.05 (0.025)	
	12月	支給月数 1.20月 (0.675月)	1.125月 (0.55月)	2.325月 (1.25月)	1.025月 (0.5875月)	1.30月 (0.6375月)	2.325月 (1.225月)			
		引上げ月数	—	0.05 (0.025)	0.05 (0.025)	0.025 (0.0125)	0.025 (0.0125)		0.05 (0.025)	
	合計	支給月数 2.40月 (1.35月)	2.25月 (1.1月)	4.65月 (2.45月)	2.05月 (1.175月)	2.60月 (1.275月)	4.65月 (2.45月)			
	引上げ月数	—	0.1 (0.05)	0.1 (0.05)	0.05 (0.025)	0.05 (0.025)	0.1 (0.05)			
※ () 内は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の月数										

(3) 会計年度任用職員の特別給の改定

項目	内容	施行年月日																
会計年度任用職員に係る勤勉手当の導入 【会計年度給与条例第17条の2（あわせて目次、第2条、第15条、第16条において所要の規定整備）】	※ 「地方自治法の一部を改正する法律」（令和6年4月1日施行）を踏まえ、会計年度任用職員に係る勤勉手当の取扱いについて定める。 (1) 支給対象 基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員に支給（規則で定める会計年度任用職員を除く。） (2) 勤勉手当の不支給及び支給の一時差し止め	令和6年度から実施																
令和6年度における特別給（期末・勤勉手当） 【会計年度給与条例第17条、第17条の2】	※ 令和6年度以降の支給月数については、期末手当・勤勉手当とも常勤職員（一般職員）と同月数とする 《令和6年度以降の支給月数》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.20月</td> <td>1.125月</td> <td>2.325月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.20月</td> <td>1.125月</td> <td>2.325月</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.40月</td> <td>2.25月</td> <td>4.65月</td> </tr> </tbody> </table>		期末	勤勉	合計	6月	1.20月	1.125月	2.325月	12月	1.20月	1.125月	2.325月	合計	2.40月	2.25月	4.65月	令和6年4月1日
	期末	勤勉	合計															
6月	1.20月	1.125月	2.325月															
12月	1.20月	1.125月	2.325月															
合計	2.40月	2.25月	4.65月															
令和5年度における特別給（期末手当） 【会計年度給与条例第17条】	※ 令和6年度から勤勉手当を支給することや、国や他団体との均衡を踏まえ、会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数について、令和5年度に限り、常勤職員に係る特別給の改定月数と同月数（0.1月）を上乗せする特例措置を実施 《令和5年度12月期の支給月数》 <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12月</td> <td>支給月数</td> <td>1.30月</td> </tr> <tr> <td>引上げ月数</td> <td>0.1月</td> </tr> </tbody> </table>	12月	支給月数	1.30月	引上げ月数	0.1月	改正条例の公布の日											
12月	支給月数		1.30月															
	引上げ月数	0.1月																

(4) その他

項目	内容	施行年月日
その他規定整備 【給与条例第2条、第22条の2】	※ 地方自治法の改正による手当名称の改正等	改正条例の公布の日

2 新旧対照表

別紙のとおり

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月11日条例第11号 (給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第15条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 公務について生じた実費の弁償は給与に含まれない。 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の105を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を</p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月11日条例第11号 (給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第15条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 公務について生じた実費の弁償は給与に含まれない。 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を</p>

第1条による改正後	改正前
<p>乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4・5 省略 (勤勉手当)</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (災害派遣手当)</p> <p>第22条の2 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。</p> <p>(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条におい</p>	<p>乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4・5 省略 (勤勉手当)</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (災害派遣手当)</p> <p>第22条の2 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。</p> <p>(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条におい</p>

第1条による改正後	改正前
<p>て準用する場合を含む。)において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) <u>第26条の8</u>において準用する場合にあつては <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>)</p> <p>(2) 大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第55条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため自己の住所又は居所を離れて区に派遣された職員 同法第56条第1項に規定する災害派遣手当</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p> <p><u>別表第2 省略</u></p>	<p>て準用する場合を含む。)において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) <u>第44条</u>において準用する場合にあつては <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>)</p> <p>(2) 大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第55条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため自己の住所又は居所を離れて区に派遣された職員 同法第56条第1項に規定する災害派遣手当</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p> <p><u>別表第2 省略</u></p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>○職員の給与に関する条例 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4・5 省略 (勤勉手当)</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>○職員の給与に関する条例 (期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についてもまた同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4・5 省略 (勤勉手当)</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の区規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（区規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならな</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p><u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u></p> <p>1 <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定（別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u> <u>（給与の内払）</u></p> <p>3 <u>改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>（委任）</u></p> <p>4 <u>前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u></p>	<p>い。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教</p>

第1条による改正後	改正前
<p>育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p>	<p>育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p>
<p>4～7 省略</p>	<p>4～7 省略</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u></p>	
<p>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。 <u>（給与の内払）</u></p>	
<p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 <u>（委任）</u></p>	
<p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</p>	

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (給与)</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (給与)</p>
<p>第2条 会計年度任用職員には、報酬及び期末手当（以下これらを「給与」という。）を支給する。</p>	<p>第2条 会計年度任用職員には、報酬及び期末手当（以下これらを「給与」という。）を支給する。</p>
<p>2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。</p> <p>3 この条例に基づく給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。 (給料表)</p>	<p>2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。</p> <p>3 この条例に基づく給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。 (給料表)</p>
<p>第3条 会計年度任用職員の報酬の額の決定には、給料表を用いるものとする。ただし、次条第2項に規定する職に従事する会計年度任用職員については、この限りでない。</p>	<p>第3条 会計年度任用職員の報酬の額の決定には、給料表を用いるものとする。ただし、次条第2項に規定する職に従事する会計年度任用職員については、この限りでない。</p>
<p>2 前項の給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号イ及びロ並びに同項第2号イからハマまでに掲げる給料表並びに幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。次項において「幼稚園教育職員給与条例」という。）第6条第1項に規定する給料表のとおりとする。</p>	<p>2 前項の給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号イ及びロ並びに同項第2号イからハマまでに掲げる給料表並びに幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。次項において「幼稚園教育職員給与条例」という。）第6条第1項に規定する給料表のとおりとする。</p>
<p>3 <u>前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p>	<p>3 <u>前項の給料表は、会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。</u></p>
<p>4 <u>前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2</u></p>	

第1条による改正後	改正前
<p><u>項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。</u></p> <p><u>(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員</u></p> <p><u>(2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員</u></p> <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>	<p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 会計年度任用職員の給与（第4条—<u>第17条の2</u>）</p> <p>第3章 会計年度任用職員の費用弁償（第18条・第19条）</p> <p>第4章 雑則（第20条—第22条）</p> <p>附則 （給与）</p> <p>第2条 会計年度任用職員には、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>（以下これらを「給与」という。）を支給する。</p> <p>2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。</p> <p>3 この条例に基づく給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>第2章 会計年度任用職員の給与 （休職等となった会計年度任用職員の給与）</p> <p>第15条 会計年度任用職員のうち、教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者が教特法第14条第1項に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬（第8条、第10条から第12条まで及び前条に規定する報酬を除く。）の100分の100の額を支給することができる。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項及び次項において「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 会計年度任用職員の給与（第4条—<u>第17条</u>）</p> <p>第3章 会計年度任用職員の費用弁償（第18条・第19条）</p> <p>第4章 雑則（第20条—第22条）</p> <p>附則 （給与）</p> <p>第2条 会計年度任用職員には、報酬<u>及び期末手当</u>（以下これらを「給与」という。）を支給する。</p> <p>2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。</p> <p>3 この条例に基づく給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>第2章 会計年度任用職員の給与 （休職等となった会計年度任用職員の給与）</p> <p>第15条 会計年度任用職員のうち、教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者が教特法第14条第1項に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬（第8条、第10条から第12条まで及び前条に規定する報酬を除く。）の100分の100の額を支給することができる。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項及び次項において「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。</p> <p>3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条第3号若しくは第4号（<u>同条</u>第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職をし、法第55条の2第5項の休職者となり、又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業をした会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p> <p>（会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）</p>	<p>等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条第3号若しくは第4号（第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職をし、法第55条の2第5項の休職者となり、又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業をした会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p> <p>（会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）</p>
<p>第16条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の期末手当 <u>及び第17条の2の勤勉手当</u>を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p> <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p>	<p>第16条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の期末手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p> <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p>
<p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び<u>支給の</u>一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p><u>（会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p>	<p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条において</u>これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p><u>第17条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</u></p> <p><u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</u></p>	